

粉じん作業特別教育のご案内

粉じん障害防止規則で定める「特定粉じん作業※」に労働者を従事させる時は、労働安全衛生法第59条第3項により事業者は当該労働者に対して「特別教育」を行うことが義務付けられております。

当協会では、事業者に代わり本特別教育を開催いたしますので、特定粉じん作業に従事している方で未教育の方あるいは従事予定の方の受講についてご案内申し上げます。

なお、本教育は特定粉じん作業従事者が対象ですが、対象外である「アーク溶接作業」については、粉じんの有害性やじん肺等に関する認識が不十分であることから、じん肺新規有所見者の中で占める割合が高くなっています。是非、アーク溶接作業者のじん肺予防のためにも、本教育の受講を特にお勧めします。

記

1 日時及び会場（開始時刻5分前までに着席）

第1回：令和6年11月1(金) 9時30分～15時30分

会場：静岡市清水区島崎町223 静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ

2 特別教育の科目

「粉じんに係る疾病及び健康管理」、「関係法令」等の法定5科目

なお、講義を遅刻、早退した場合は、当該科目は未修了となりますのでご注意ください。

3 受講料(消費税、テキスト代含む)

清水協会員：10,000円 それ以外の方：11,000円

4 申込方法

(1) 受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて開催日の2週間前までに当協会(清水労働基準協会)へお申し込み下さい。引換えに受講票をお渡します。

(2) 協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。FAXが到着後振込銀行口座等を記載した文書をお送りします。振込確認後、受講票をお送りします。

※ 振込手数料、受講票・領収書の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います

(3) 申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書の返却された場合に限って受講料をお返しします。また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5 修了証の交付

受講者には「粉じん作業特別教育修了証」を交付します。

事業所には、「粉じん作業特別教育修了証明書」を交付します。

6 持参するもの(テキストは会場でお渡します) 受講票、筆記用具

※昼食は各自でご用意ください

7 受講の申込み・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

(申込コピー可)

粉じん作業特別教育 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称

〒

所在地

電話番号

FAX番号

担当者部署名

担当者氏名

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)